紛ゝ錄

卷四

特別
44
1919
40

176346

衆議院規則改正案（甲号）

議長ハ議長席ニ著キタルノ後選議員ノ席次ヲ定メ書記官ヲシテ之ヲ報告セシム

議長ハ書記官ヲシテ抽籤セシメ選議員ノ部屋ヲシム

改正ノ理由

部屋ハ衆議院規則第十五条ニ依リ抽籤ニ依リ定ムルモノニナレトモ第一回議会以来席次ノ抽籤ニ依リ自然ノ結果トシテノ定ニ慣例ヲ生シタリ然レトモ抽籤ヲ以テノ部屋ヲ定メ一年ニトハ議院法第四条ニ規定シアレトモ席次ノコトハ議院ノ自由ニ属スル依リテ議長ノ定ムルハコトヽ

38-8868

シタルトキ

議長ノ席次ヲ定メンニ当リテハ特別委員ノ選挙議長ノ指名ニ任ズル場合ト同ジク総ヘテ各党ノ代表者協議スベキハ勿論ナリ

（二号）

第四十二条ニ左ノ通改ム

第四十二条　議院ハ毎会期ノ初ニ於テ左ノ列記ス

常任委員ヲ選挙ス

一　殖産及農業委員　四十七人
二　内閣委員　十八人
三　外務委員　十人
四　内務委員　三十六人
五　大蔵委員　三十七人
六　陸海軍委員　十人
七　司法及法典委員　十八人

八　文部委員　　十八人
九　農商務委員　　二十七人
十　逓信委員　　二十七人
十一　請願委員　　三十二人
十二　資格及懲罰委員　　九人

第四十二条ノ第四十二条ノ一トシ其次ニ左ノ一条ヲ加フ

第四十二条ノ二　議案教委員ノ官掌ニ属シタル事ニ付テハ議長其審査ノ付託ヲ委員ニ指定ス

第四十三条ノ四十三条ノ一トシ其次ニ左ノ一条ヲ加フ

第四十三条ノ二　常任委員ハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ス

第五十九条ノ一トシ其次ニ左ノ一条ヲ加フ

第五十九条ノ二　議院ハ委員報告ノ要ナシト認メタルトキハ常任委員ニ付託スルコトヲ得

其事件ヲ同一委員ニ付託スルコトヲ得

議院ハ特別ノ必要アリト認メタルトキハ常任委員ノ審査中ト雖トモ特別委員ヲ選任シテ其事件ヲ付託スルコトヲ得

第六十一条中総務委員決算委員及請願委員ヲ常任委員トス

第六十五条　削除

第八十二条ヲ第八十二条ノ一トシ次ニ左ノ一条ヲ加フ

第八十二条ノ二　法律案及予算ハ総テ委員審

査ニ付スベシ但シ緊急事件ニ就テハ此ノ限ニアラズ

第八十八条中「議案ノ各議員ニ配付シ」ヲ「委員ノ報告ヲ」ト改ム

第九十条ノ次ニ左ノ一条ヲ加ム

前条ノ手続ヲ終リタルトキハ議院ハ大体ニ付討論シタル後初ニ議会ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ

同種ノ議案ニ個以上アルトキハ何レノ案ニ就テ初ニ議会ヲ開クヘキヤヲ決スヘシ

第二読会ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其議案ノ廃棄シタルモノトス

乙号附録

委員制度改正ノ理由

委員制度改正ノ理由

議院法第二十条ニ於テハ委員ハ全院、常任、特別ノ三種ヲ定メタル（ヤウニ）ノミ規定セルモ如何ナル事件ヲ全院委員ニ、常任委員ニ附スベキカ（ヤウニ）明言セサル所ナルヲ以テ一ニ議院ノ決スル所ニ依ル（キモノトス）而シテ法律実例及衆議院規則ニ依レハ全院委員ハ予算委員ニ限リ常任委員ハ予算、決算、懲罰法案ノ四種ニ限リ其他ノ議案ハ特別委員ヲ設定シテ之ニ附託スルヲ常トセリ全院委員ノ設ハ暫ク問題ノ外ニ措キ常任、特別二種委員ニ付テ現今施行シツヽアル方法ハ果シテ適当ナルヤ否ヤヲ観察スルニ

不幸ニシテ今日ニテハ議決ニ御ヒ難キ欠席アルコト
ヲ発見セリ

一 委員選挙及委員長幹事選挙ノ為ノ煩雑
ナル手続ト審査日時ノ延引ヲ来セルコト
委員選挙ノ方法ハ議院選挙法各部選挙、議長指
名ノ三アリト雖ドモ前三者ハ往ヲニ煩雑ナル手数ヲ要スルノ
ミニテ実益アラサルヲ以テ初ヨリ田舎会以来ハ一ニ議長指
名ニ依ルコトヽセリ然レドモ議長指名モ亦外観簡易ナリ
如シトイヘ共実各党派ノ人員ノ割合其他ニハ支障幾
回初ヨリ決定ヲ見ル有様ナルヲ以テ為メニ一日ヲ空過
シ其報告ヲ為スヤ委員長理事互選ノ為メニ又一
日ヲ要ス甚シキニ至ッテハ委員長理事互選ノ為メ又
委員中ニテ交渉ヲ要シ或ハ長理事ノ互選ハ事実大
ナラストシテ欠席スル委員多ク為メニ再三再四開会ヲ
催シ漸ク委員長ノ選挙ヲヤフノカ如キコトナシト
セス元来政府及貴族院議案ハ必ス委員ノ審査ヲ経
(キセンコトハ議院法ニ於テ衆議院規則ノ定ムル所ナリ)以
テ其提出アルヤ当然委員ニハ託セラレ中ニモ拘
ハラス殊更ニ日程掲ケテ委員ノ選挙シ又其委員長
理事ヲ選挙スルカ為メ数日間ヲ費スカ如キハ常ニ議案
ノ審査ヲ遅延スルノミナラス実ニ法律上ニ於テ
二 委員審査ニ専心ナル能ハサルコト

現今ノ有様ニテハ一人ニシテ数箇ノ委員ヲ兼ネテト非常ニ多キカ故ニ三カ月ノ其委員ノ内ニテ甲事件ニ乙事件ト錯雑紛糾シテ知ラス識ラス一案ニ専心セハ能ハス隨テ他案ニ対シテハ疎略ニ陥ル傾向アルヤ如シ且ツ委員

制度ノ一失ナリ

三　関聯シタル案ヲ分割シテ審査スルノ不便アリ

各省ノ事務ハ各省自ラ統一スル所アリテ首尾関聯スルモノナレ共一省ヲ提出シタル一案ハ甲委員ニ附シ一案ハ乙委員ニ附スルカ其案各自独立シテ審査セラレ其結果トシテ統一ノ欠ク傾向ヲ来タシ殊ニ甲案ト乙案トニ向テ重複ノ調査ヲ為ス煩アリシトセス且ツ現今委員制度ノ一失ト云ハサル可カラス

其他同日時ニ十数箇ノ委員会ヲ開クカ為メ委員ニ差支ヲ生シ政府委員ハ諸方ニ出席セサル可カラス為メニ十分ニ調査ノ暇ナキ起シ其不便實ニ云フ可カラサルモノアリ今試ニ第十三回議会中ニ同日ニ委員会ヲ開キタル状況ヲ各省ヲ関係ヲ表記スレハ実ニ別表ノ如シ

現今制度ノ欠点ヲ挙クレハ大略右ノ如シ今之レト共ニ改正ヲ要スヘキモノハ議員提出ノ議案ニ対スル政府案等ト同ク又ハ委員ノ審査ヲ経ヘキモノトスル且ツ凡テ議案ト雖モ陸軍ニハスヘキモノニシテ往々軽重カ(ヘキ)直堕ツル実際ニ於テハ議員提出ノ議案ノ委員ニ附セラレサルモノ漸次減少

即チ第一回議会ニ於テハ百件中七件七分ノ一委員ニ附セラレ
タルモ第五回議会ニ於テハ百件中四十八件ヲ委員ニ託シ第十
三回議会ニ於テハ百件中七十三件八分ノ割合トナリ次ヲ
委員ニ附託セザルモノハ僅ニ二十六件余ニ過キス故ニ審査
ニ当リテハ委員ニ附託シ審査セシムル方法ニ宜シ
キヲ信ズルモノトスル（キヤウ）
此ノ如ク徳川ノ議案ヲ委員ヲ審査ヲ附スキモノトスル上
ハ信未ノ不便ニ堪ヘザルモノアルヤウ然ラハ
委員制度ハ如何ニ之ヲ改正スヘキヤ曰ク特別委員設
ノ三ツ五常任委員ト為スコト是ナリ
熟ク外国ノ制度ヲ案ズルニ英国ニ於テハ議案ニ関シテ

議案提出ニ先チ必ス其審査ニ附シ米国ニ於テハ全議員
ヲ四十余ノ常任委員ニ、仏国ニ於テハ全議員ヲ教部ニ
分ツノ別アルモ其議案孫審ヲ為スハ即チ一ツ我邦
ニ於テモ全議員ヲ九部ニ分ツト雖ドモ部ハ常ニ議員ト
所ニ異ナラシム併国ノ如キ職務ヲ有セス議事ノ経験ニ乏シ
キ我邦ニ在テハ議案ノ審査ハ更ニ併ノ諸国ニ比シテ信
ノ郵重ヲ要スルモノニ今日ニテハ部ヲ軽忽ナラシム実遺憾
トスル所ナリ是レ速ニ改正ヲ加フルヲ得ザル一因ナリ
而シテ其委員ノ選定ニカ法ニ就テハ米国ハ議長ノ指名
ヲ以テシ仏国ハ抽籤ヲ以テセリ我邦ニ於テハ如何ナル選定方
法ヲ採ルヤ本改正案ハ議会ノ経験上議長指名

ノ方法ヲ至当ト信ズル議院法ハ常任委員ノ選挙ハ各
部ニ於テ其ノ規定ニ依リ同法ニ独能其ノ範囲ニ於テ監
督ノ為ニ必要ナリトシテ已ニ得タル部長等ノ方法ヲ採ル
ヲ可トセリ
此迄ハ其ノ如ク議院法ハ委員ヲ三種ニ別チ且其選定
方法ヲ規定セルノミニテ其審査スベキ事件ヲ指定スル
トハ一ニ議院ノ決定ニ委シ審査事項其他ニ於テハ何等ノ規定
モナキカ故ニ右述ノ改正ヲ加フルニハ唯衆議院規則ニ改
正スルニ止ルヲ適シトス現行衆議院規則ニ所謂常任委
員ハ総務、法案、懲罰、請願ノ四種ニ限リアレトモ此
四種ノ審査常務ニ関係ニ附セラル（キモ若シ議案

ノ相先ヲ為スモノ孫ノ分要シテ定ムルモノニシテ一種
中数事件ヲ包含スルモノ多ク而シテ書類ヲ論ジ任ス而シテ
議会ニ提出セラル（キモノニシテ四種以外ノモノ之ヲ分類
スルヲ得サルモノアリス法律、建議、上奏ノ目ニ以テ
之ヲ分ツヲ得ヘシ之ヲ内事、工事、農事、兵事、教育
等数ノ性質ヲ異ニスルモノ之ヲ分ツヲ得ヘシ或ハ行政上各
省ノ官職ニ依リ之ヲ分ツヲ得ヘシ要スルニ四種ニ就テ
委員ヲ常任トセシカ如キ他モ亦之ヲ分類シテ常任委
員トセ得ヘキモノ相当上ニ於テモ亦不可ナルモノトセ加之ナ
ラス事実ニ於テモ同種類及同省ノ関係ニ属スル事
ニ同一委員ニ係セテ附託スルノ傾向漸次増加セントス人

第二表ニ於テ明示スルカ如ク尤モ常任委員トスルヲ法律上ハ勿論理論上妥当ナラサル由ヲ述ベタル段正トスルヲ得ス

偖テ常任委員ノ事務ハ会期無ク所謂ユヘニ会ヘキカ即チ会期ノ方法ハ目下ノ所ニテハ特別委員ニ依ルヘキモノトス

(キ)特別委員ノ方法ヲ採ル(キ)ハ最モ考察ニ値スル問題ニシテ此ノ点ニ関シテハ現行法ハ更ニ何等ノ規定ヲ設ケサルヲ以テ会期ノ長キニ亘ル事務上非常ニ便利ナル事ナリ之ニ反シ農事工事教育等ノ如キハ其前回ノ一ノ憂アルノミナラス孫逸シ易クシテ為ス能ハサルノ場合ニ陥リ易キニ之ハ特別委員ヲ有シ其委員ヲ生ズルニ

上ニ難ナル一ハ之ニ行政上ニ於テハ各省ノ要望ニ依リテ之ヲ大別シ其各省ニ関係アル各種ノ孫逸ハ其ノ所ニ在リ

関係ヲ有セサル憲政法規ノ如キハ別ニ之ヲ一種ノ委員トシ之ヲ会期ニ会セシムルヲ適当トス

前述ノ方法ニ依リ現行特別委員制トシ尚特殊ノ場合ニ限リ特別委員ヲ選任スルコトヲ特別委員制ニ於テハ常任委員制トナストキ或ハ之ヲ除去シ置クヘシ或ハ之ヲ常任委員制トナストキ或ハ件ノ所在セサル(キ)委員孫逸セサルヲ世ニ所謂逢制トナシ盛ニ行ハレ時トシテ厳ナル(キ)酷関流布シ之ニ依リ体面ヲ傷クルノ恐レアルヲ以テ常任委員トシ

タルヲ以テ生ズルコトヲ要セザル人ノ德ヲ如何ト
為スト問ヒタルニ大ニシテハ議員ノ名譽ヲ傷ツケ
ニシテハ名譽員ノ德操如何ニ於テハ問題ニシテ法ニ制
度ノ解ニハアラザルナリ
以上ノ理由ヲ以テ第二項ニ其改正ヲ求ムルト云ヒ所以ナリ
（別表ニ異ス）

○第十四議員ノ一年ニ達スル生ズル各党派ノ議員ニシテ
衆議院規則ニ反シ議席ヲ党派ニ分ツコトハ
ナラザルモノトスルモノアルヲ以テ之ヲ存置ス
ルトスルモノアルヲ以テ之ヲ削除スルモノ
也（衆議院規則ニ反シ議席ヲ党派ニ分ツ
ヲ可ト為シ之ヲ削除スルモノ）
は衆議院ノ秩序ヲ紊ス事務ノ渋滞ヲ
酬ヒ議員ノ名譽ヲ傷ク）
事トスルナリ
議院ノ秩序ヲ紊ス者ハ一切ノ

を論ずるや先代の文書を見て疑を発するに始め
徴すべきものなきを以て無為の名称を与へ
考ふるに拾遺集、徴妙門の作にして、徴を表不
変時のことを詠ずるに拘泥する故に此
の如き誤りを生ずる歟院宮家の侍
は第一元亨の紀貫之の歌を引きて俗
しるべき郡殿如きも亦不用意にして
きなるべしと雖も今徴妙門の作
とせば、今徴代元亨の文徴あるべきなり
然れども徴序に無きの件を以て妄論ふ
べきにあらず而して表章は二条代下るの十月

丸の代徴序より抜粋不用意と決しとせば先
づ徴序のみを見るに抽撰にして部属を
定むるには徒者の如くにして序所を重視
とすべきに同じ同部を同部とする
を誤りとす第一序所を重視あるべきと
部を同じくすることを以て重と今徴表
の如き部を於て第一俗宣旨と雖も聚
よりも此の保定を重視すべきの理
あり徴序を重視すべきの理
と云へば第一元亨の如く重視の固まるべきの
りとも同部なりとて一重と雖ども俗重

の動揺を防ぎ等しくあること又船舶をしめゆるるの
ある時は閉鎖するを一般の重流の指定せざるの如
し北海道宗谷の海峡を以て廣義に於ける重
流部とするときは何の重流的色彩を生じ強て
交通を妨害せざるべし又海峡の狭小なる
て海峡の混合をなし又節重を孫義等の場
とするゆるべき個所あるも重流部とするときは
此ことをなすのみ行はるべし而して各重流と
於て重流部を使用するときは自由重力も
利益を失し何んとなれば自由重力時る帝国
重の欲を満足するものなるが自由重力の如

先づこれを防衛するこれ自由重の大越の
於て此あるを可とするなり知るべし逆流
する重流あるを以て彼重流を以て逆流
するこれとなれば防衛の利益とはなるべし
却て他を侵略するの弊ありこれ重の弊
等しく然るなるべし絶て海峡の狭小なるときは重流
自然の勢を生ずるなり自ら生ずるときは
又一方を海峡の幅を大なる関係あるを
ゆき重流の如輝のときは行ふべきものあるべし重
流多者の他を於て強て規則を八ケ条し
なるとして冬重自ら海を列ぬるの利益を失ど

英国議院のごとく議員を分て貴族院と衆議院とを設け衆議院の議員を撰挙するに人民をして自由に撰挙を行はしめんか、必ずや流弊を生ずるの恐れあるべし、こゝを以て貴族院の議員は皇室の親族華族の中より撰挙するの法を設け、衆議院の議員は人民の中より撰挙するの法を設けたるは、これ実に皇室の光栄あるゆゑんにして、これを皇室の光栄あるゆゑんと云はしむるの理由は、皇室の親族華族の中より撰挙するの法を設けたるは、皇室の光栄を尊重するの意を表するものなり、人民の中より撰挙するの法を設けたるは、皇室の光栄を尊重するの意を表するものなり、然るに今日の議員の撰挙は、皇室の光栄を尊重するの意を表するものなりと云はしむるの理由なきのみならず、反対に皇室の光栄を尊重するの意を表するものなりと云はしむるの理由あるものなり、

多くの人民の中より撰挙するの法を設けたるは、皇室の光栄を尊重するの意を表するものなりと云はしむるの理由あるものなり、然るに今日の議員の撰挙は、皇室の光栄を尊重するの意を表するものなりと云はしむるの理由なきのみならず、反対に皇室の光栄を尊重するの意を表するものなりと云はしむるの理由あるものなり、

第二条　皇族の二を定めは第一改正案第二条第二項の次に左の一項を加へ第二項を第三項とし第三項を第四項とし第四項を第五項とし第五項を第六項とし第六項を第七項とし第七項を第八項とし第八項を第九項とし第九項を第十項とし第十項を第十一項とし第十一項を第十二項とし第十二項を第十三項とし第十三項を第十四項とし第十四項を第十五項とし第十五項を第十六項とし第十六項を第十七項とし第十七項を第十八項とし第十八項を第十九項とし第十九項を第二十項とし第二十項を第二十一項とし第二十一項を第二十二項とし第二十二項を第二十三項とし第二十三項を第二十四項とし第二十四項を第二十五項とし第二十五項を第二十六項とし第二十六項を第二十七項とし第二十七項を第二十八項とし第二十八項を第二十九項とし第二十九項を第三十項とし第三十項を第三十一項とし第三十一項を第三十二項とし第三十二項を第三十三項とし第三十三項を第三十四項とし第三十四項を第三十五項とし第三十五項を第三十六項とし第三十六項を第三十七項とし第三十七項を第三十八項とし第三十八項を第三十九項とし第三十九項を第四十項とし第四十項を第四十一項とし第四十一項を第四十二項とし第四十二項を第四十三項とし第四十三項を第四十四項とし第四十四項を第四十五項とし第四十五項を第四十六項とし第四十六項を第四十七項とし第四十七項を第四十八項とし第四十八項を第四十九項とし第四十九項を第五十項とし第五十項を第五十一項とし第五十一項を第五十二項とし第五十二項を第五十三項とし第五十三項を第五十四項とし第五十四項を第五十五項とし第五十五項を第五十六項とし第五十六項を第五十七項とし第五十七項を第五十八項とし第五十八項を第五十九項とし第五十九項を第六十項とし第六十項を第六十一項とし第六十一項を第六十二項とし第六十二項を第六十三項とし第六十三項を第六十四項とし第六十四項を第六十五項とし第六十五項を第六十六項とし第六十六項を第六十七項とし第六十七項を第六十八項とし第六十八項を第六十九項とし第六十九項を第七十項とし第七十項を第七十一項とし第七十一項を第七十二項とし第七十二項を第七十三項とし第七十三項を第七十四項とし第七十四項を第七十五項とし第七十五項を第七十六項とし第七十六項を第七十七項とし第七十七項を第七十八項とし第七十八項を第七十九項とし第七十九項を第八十項とし第八十項を第八十一項とし第八十一項を第八十二項とし第八十二項を第八十三項とし第八十三項を第八十四項とし第八十四項を第八十五項とし第八十五項を第八十六項とし第八十六項を第八十七項とし第八十七項を第八十八項とし第八十八項を第八十九項とし第八十九項を第九十項とし第九十項を第九十一項とし第九十一項を第九十二項とし第九十二項を第九十三項とし第九十三項を第九十四項とし第九十四項を第九十五項とし第九十五項を第九十六項とし第九十六項を第九十七項とし第九十七項を第九十八項とし第九十八項を第九十九項とし第九十九項を第百項とし第百項を第百一項とし第百一項を第百二項とし第百二項を第百三項とし第百三項を第百四項とし第百四項を第百五項とし第百五項を第百六項とし第百六項を第百七項とし第百七項を第百八項とし第百八項を第百九項とし第百九項を第百十項とし第百十項を第百十一項とし第百十一項を第百十二項とし第百十二項を第百十三項とし第百十三項を第百十四項とし第百十四項を第百十五項とし第百十五項を第百十六項とし第百十六項を第百十七項とし第百十七項を第百十八項とし第百十八項を第百十九項とし第百十九項を第百二十項とし第百二十項を第百二十一項とし第百二十一項を第百二十二項とし第百二十二項を第百二十三項とし第百二十三項を第百二十四項とし第百二十四項を第百二十五項とし第百二十五項を第百二十六項とし第百二十六項を第百二十七項とし第百二十七項を第百二十八項とし第百二十八項を第百二十九項とし第百二十九項を第百三十項とし第百三十項を第百三十一項とし第百三十一項を第百三十二項とし第百三十二項を第百三十三項とし第百三十三項を第百三十四項とし第百三十四項を第百三十五項とし第百三十五項を第百三十六項とし第百三十六項を第百三十七項とし第百三十七項を第百三十八項とし第百三十八項を第百三十九項とし第百三十九項を第百四十項とし第百四十項を第百四十一項とし第百四十一項を第百四十二項とし第百四十二項を第百四十三項とし第百四十三項を第百四十四項とし第百四十四項を第百四十五項とし第百四十五項を第百四十六項とし第百四十六項を第百四十七項とし第百四十七項を第百四十八項とし第百四十八項を第百四十九項とし第百四十九項を第百五十項とし第百五十項を第百五十一項とし第百五十一項を第百五十二項とし第百五十二項を第百五十三項とし第百五十三項を第百五十四項とし第百五十四項を第百五十五項とし第百五十五項を第百五十六項とし第百五十六項を第百五十七項とし第百五十七項を第百五十八項とし第百五十八項を第百五十九項とし第百五十九項を第百六十項とし第百六十項を第百六十一項とし第百六十一項を第百六十二項とし第百六十二項を第百六十三項とし第百六十三項を第百六十四項とし第百六十四項を第百六十五項とし第百六十五項を第百六十六項とし第百六十六項を第百六十七項とし第百六十七項を第百六十八項とし第百六十八項を第百六十九項とし第百六十九項を第百七十項とし第百七十項を第百七十一項とし第百七十一項を第百七十二項とし第百七十二項を第百七十三項とし第百七十三項を第百七十四項とし第百七十四項を第百七十五項とし第百七十五項を第百七十六項とし第百七十六項を第百七十七項とし第百七十七項を第百七十八項とし第百七十八項を第百七十九項とし第百七十九項を第百八十項とし第百八十項を第百八十一項とし第百八十一項を第百八十二項とし第百八十二項を第百八十三項とし第百八十三項を第百八十四項とし第百八十四項を第百八十五項とし第百八十五項を第百八十六項とし第百八十六項を第百八十七項とし第百八十七項を第百八十八項とし第百八十八項を第百八十九項とし第百八十九項を第百九十項とし第百九十項を第百九十一項とし第百九十一項を第百九十二項とし第百九十二項を第百九十三項とし第百九十三項を第百九十四項とし第百九十四項を第百九十五項とし第百九十五項を第百九十六項とし第百九十六項を第百九十七項とし第百九十七項を第百九十八項とし第百九十八項を第百九十九項とし第百九十九項を第二百項とし第二百項を第二百一項とし第二百一項を第二百二項とし第二百二項を第二百三項とし第二百三項を第二百四項とし第二百四項を第二百五項とし第二百五項を第二百六項とし第二百六項を第二百七項とし第二百七項を第二百八項とし第二百八項を第二百九項とし第二百九項を第二百十項とし第二百十項を第二百十一項とし第二百十一項を第二百十二項とし第二百十二項を第二百十三項とし第二百十三項を第二百十四項とし第二百十四項を第二百十五項とし第二百十五項を第二百十六項とし第二百十六項を第二百十七項とし第二百十七項を第二百十八項とし第二百十八項を第二百十九項とし第二百十九項を第三百項とし第三百項を第三百一項とし第三百一項を第三百二項とし第三百二項を第三百三項とし第三百三項を第三百四項とし第三百四項を第三百五項とし第三百五項を第三百六項とし第三百六項を第三百七項とし第三百七項を第三百八項とし第三百八項を第三百九項とし第三百九項を第三百十項とし第三百十項を第三百十一項とし第三百十一項を第三百十二項とし第三百十二項を第三百十三項とし第三百十三項を第三百十四項とし第三百十四項を第三百十五項とし第三百十五項を第三百十六項とし第三百十六項を第三百十七項とし第三百十七項を第三百十八項とし第三百十八項を第三百十九項とし第三百十九項を第四百項とし第四百項を第四百一項とし第四百一項を第四百二項とし第四百二項を第四百三項とし第四百三項を第四百四項とし第四百四項を第四百五項とし第四百五項を第四百六項とし第四百六項を第四百七項とし第四百七項を第四百八項とし第四百八項を第四百九項とし第四百九項を第四百十項とし第四百十項を第四百十一項とし第四百十一項を第四百十二項とし第四百十二項を第四百十三項とし第四百十三項を第四百十四項とし第四百十四項を第四百十五項とし第四百十五項を第四百十六項とし第四百十六項を第四百十七項とし第四百十七項を第四百十八項とし第四百十八項を第四百十九項とし第四百十九項を第五百項とし第五百項を第五百一項とし第五百一項を第五百二項とし第五百二項を第五百三項とし第五百三項を第五百四項とし第五百四項を第五百五項とし第五百五項を第五百六項とし第五百六項を第五百七項とし第五百七項を第五百八項とし第五百八項を第五百九項とし第五百九項を第五百十項とし第五百十項を第五百十一項とし第五百十一項を第五百十二項とし第五百十二項を第五百十三項とし第五百十三項を第五百十四項とし第五百十四項を第五百十五項とし第五百十五項を第五百十六項とし第五百十六項を第五百十七項とし第五百十七項を第五百十八項とし第五百十八項を第五百十九項とし第五百十九項を第六百項とし第六百項を第六百一項とし第六百一項を第六百二項とし第六百二項を第六百三項とし第六百三項を第六百四項とし第六百四項を第六百五項とし第六百五項を第六百六項とし第六百六項を第六百七項とし第六百七項を第六百八項とし第六百八項を第六百九項とし第六百九項を第六百十項とし第六百十項を第六百十一項とし第六百十一項を第六百十二項とし第六百十二項を第六百十三項とし第六百十三項を第六百十四項とし第六百十四項を第六百十五項とし第六百十五項を第六百十六項とし第六百十六項を第六百十七項とし第六百十七項を第六百十八項とし第六百十八項を第六百十九項とし第六百十九項を第七百項とし第七百項を第七百一項とし第七百一項を第七百二項とし第七百二項を第七百三項とし第七百三項を第七百四項とし第七百四項を第七百五項とし第七百五項を第七百六項とし第七百六項を第七百七項とし第七百七項を第七百八項とし第七百八項を第七百九項とし第七百九項を第七百十項とし第七百十項を第七百十一項とし第七百十一項を第七百十二項とし第七百十二項を第七百十三項とし第七百十三項を第七百十四項とし第七百十四項を第七百十五項とし第七百十五項を第七百十六項とし第七百十六項を第七百十七項とし第七百十七項を第七百十八項とし第七百十八項を第七百十九項とし第七百十九項を第八百項とし第八百項を第八百一項とし第八百一項を第八百二項とし第八百二項を第八百三項とし第八百三項を第八百四項とし第八百四項を第八百五項とし第八百五項を第八百六項とし第八百六項を第八百七項とし第八百七項を第八百八項とし第八百八項を第八百九項とし第八百九項を第八百十項とし第八百十項を第八百十一項とし第八百十一項を第八百十二項とし第八百十二項を第八百十三項とし第八百十三項を第八百十四項とし第八百十四項を第八百十五項とし第八百十五項を第八百十六項とし第八百十六項を第八百十七項とし第八百十七項を第八百十八項とし第八百十八項を第八百十九項とし第八百十九項を第九百項とし第九百項を第九百一項とし第九百一項を第九百二項とし第九百二項を第九百三項とし第九百三項を第九百四項とし第九百四項を第九百五項とし第九百五項を第九百六項とし第九百六項を第九百七項とし第九百七項を第九百八項とし第九百八項を第九百九項とし第九百九項を第九百十項とし第九百十項を第九百十一項とし第九百十一項を第九百十二項とし第九百十二項を第九百十三項とし第九百十三項を第九百十四項とし第九百十四項を第九百十五項とし第九百十五項を第九百十六項とし第九百十六項を第九百十七項とし第九百十七項を第九百十八項とし第九百十八項を第九百十九項とし第九百十九項を第千項とし第千項を第千一項とし第千一項を第千二項とし第千二項を第千三項とし第千三項を第千四項とし第千四項を第千五項とし第千五項を第千六項とし第千六項を第千七項とし第千七項を第千八項とし第千八項を第千九項とし第千九項を第千十項とし第千十項を第千十一項とし第千十一項を第千十二項とし第千十二項を第千十三項とし第千十三項を第千十四項とし第千十四項を第千十五項とし第千十五項を第千十六項とし第千十六項を第千十七項とし第千十七項を第千十八項とし第千十八項を第千十九項とし第千十九項を第千二十項とし第千二十項を第千二十一項とし第千二十一項を第千二十二項とし第千二十二項を第千二十三項とし第千二十三項を第千二十四項とし第千二十四項を第千二十五項とし第千二十五項を第千二十六項とし第千二十六項を第千二十七項とし第千二十七項を第千二十八項とし第千二十八項を第千二十九項とし第千二十九項を第千三十項とし第千三十項を第千三十一項とし第千三十一項を第千三十二項とし第千三十二項を第千三十三項とし第千三十三項を第千三十四項とし第千三十四項を第千三十五項とし第千三十五項を第千三十六項とし第千三十六項を第千三十七項とし第千三十七項を第千三十八項とし第千三十八項を第千三十九項とし第千三十九項を第千四十項とし第千四十項を第千四十一項とし第千四十一項を第千四十二項とし第千四十二項を第千四十三項とし第千四十三項を第千四十四項とし第千四十四項を第千四十五項とし第千四十五項を第千四十六項とし第千四十六項を第千四十七項とし第千四十七項を第千四十八項とし第千四十八項を第千四十九項とし第千四十九項を第千五十項とし第千五十項を第千五十一項とし第千五十一項を第千五十二項とし第千五十二項を第千五十三項とし第千五十三項を第千五十四項とし第千五十四項を第千五十五項とし第千五十五項を第千五十六項とし第千五十六項を第千五十七項とし第千五十七項を第千五十八項とし第千五十八項を第千五十九項とし第千五十九項を第千六十項とし第千六十項を第千六十一項とし第千六十一項を第千六十二項とし第千六十二項を第千六十三項とし第千六十三項を第千六十四項とし第千六十四項を第千六十五項とし第千六十五項を第千六十六項とし第千六十六項を第千六十七項とし第千六十七項を第千六十八項とし第千六十八項を第千六十九項とし第千六十九項を第千七十項とし第千七十項を第千七十一項とし第千七十一項を第千七十二項とし第千七十二項を第千七十三項とし第千七十三項を第千七十四項とし第千七十四項を第千七十五項とし第千七十五項を第千七十六項とし第千七十六項を第千七十七項とし第千七十七項を第千七十八項とし第千七十八項を第千七十九項とし第千七十九項を第千八十項とし第千八十項を第千八十一項とし第千八十一項を第千八十二項とし第千八十二項を第千八十三項とし第千八十三項を第千八十四項とし第千八十四項を第千八十五項とし第千八十五項を第千八十六項とし第千八十六項を第千八十七項とし第千八十七項を第千八十八項とし第千八十八項を第千八十九項とし第千八十九項を第千九十項とし第千九十項を第千九十一項とし第千九十一項を第千九十二項とし第千九十二項を第千九十三項とし第千九十三項を第千九十四項とし第千九十四項を第千九十五項とし第千九十五項を第千九十六項とし第千九十六項を第千九十七項とし第千九十七項を第千九十八項とし第千九十八項を第千九十九項とし第千九十九項を第二千項とし第二千項を第二千一項とし第二千一項を第二千二項とし第二千二項を第二千三項とし第二千三項を第二千四項とし第二千四項を第二千五項とし第二千五項を第二千六項とし第二千六項を第二千七項とし第二千七項を第二千八項とし第二千八項を第二千九項とし第二千九項を第三千項とし第三千項を第三千一項とし第三千一項を第三千二項とし第三千二項を第三千三項とし第三千三項を第三千四項とし第三千四項を第三千五項とし第三千五項を第三千六項とし第三千六項を第三千七項とし第三千七項を第三千八項とし第三千八項を第三千九項とし第三千九項を第四千項とし第四千項を第四千一項とし第四千一項を第四千二項とし第四千二項を第四千三項とし第四千三項を第四千四項とし第四千四項を第四千五項とし第四千五項を第四千六項とし第四千六項を第四千七項とし第四千七項を第四千八項とし第四千八項を第四千九項とし第四千九項を第五千項とし第五千項を第五千一項とし第五千一項を第五千二項とし第五千二項を第五千三項とし第五千三項を第五千四項とし第五千四項を第五千五項とし第五千五項を第五千六項とし第五千六項を第五千七項とし第五千七項を第五千八項とし第五千八項を第五千九項とし第五千九項を第六千項とし第六千項を第六千一項とし第六千一項を第六千二項とし第六千二項を第六千三項とし第六千三項を第六千四項とし第六千四項を第六千五項とし第六千五項を第六千六項とし第六千六項を第六千七項とし第六千七項を第六千八項とし第六千八項を第六千九項とし第六千九項を第七千項とし第七千項を第七千一項とし第七千一項を第七千二項とし第七千二項を第七千三項とし第七千三項を第七千四項とし第七千四項を第七千五項とし第七千五項を第七千六項とし第七千六項を第七千七項とし第七千七項を第七千八項とし第七千八項を第七千九項とし第七千九項を第八千項とし第八千項を第八千一項とし第八千一項を第八千二項とし第八千二項を第八千三項とし第八千三項を第八千四項とし第八千四項を第八千五項とし第八千五項を第八千六項とし第八千六項を第八千七項とし第八千七項を第八千八項とし第八千八項を第八千九項とし第八千九項を第九千項とし第九千項を第九千一項とし第九千一項を第九千二項とし第九千二項を第九千三項とし第九千三項を第九千四項とし第九千四項を第九千五項とし第九千五項を第九千六項とし第九千六項を第九千七項とし第九千七項を第九千八項とし第九千八項を第九千九項とし第九千九項を第百千項とし第百千項を第百千一項とし第百千一項を第百千二項とし第百千二項を第百千三項とし第百千三項を第百千四項とし第百千四項を第百千五項とし第百千五項を第百千六項とし第百千六項を第百千七項とし第百千七項を第百千八項とし第百千八項を第百千九項とし第百千九項を第百二千項とし第百二千項を第百二千一項とし第百二千一項を第百二千二項とし第百二千二項を第百二千三項とし第百二千三項を第百二千四項とし第百二千四項を第百二千五項とし第百二千五項を第百二千六項とし第百二千六項を第百二千七項とし第百二千七項を第百二千八項とし第百二千八項を第百二千九項とし第百二千九項を第百三千項とし第百三千項を第百三千一項とし第百三千一項を第百三千二項とし第百三千二項を第百三千三項とし第百三千三項を第百三千四項とし第百三千四項を第百三千五項とし第百三千五項を第百三千六項とし第百三千六項を第百三千七項とし第百三千七項を第百三千八項とし第百三千八項を第百三千九項とし第百三千九項を第百四千項とし第百四千項を第百四千一項とし第百四千一項を第百四千二項とし第百四千二項を第百四千三項とし第百四千三項を第百四千四項とし第百四千四項を第百四千五項とし第百四千五項を第百四千六項とし第百四千六項を第百四千七項とし第百四千七項を第百四千八項とし第百四千八項を第百四千九項とし第百四千九項を第百五千項とし第百五千項を第百五千一項とし第百五千一項を第百五千二項とし第百五千二項を第百五千三項とし第百五千三項を第百五千四項とし第百五千四項を第百五千五項とし第百五千五項を第百五千六項とし第百五千六項を第百五千七項とし第百五千七項を第百五千八項とし第百五千八項を第百五千九項とし第百五千九項を第百六千項とし第百六千項を第百六千一項とし第百六千一項を第百六千二項とし第百六千二項を第百六千三項とし第百六千三項を第百六千四項とし第百六千四項を第百六千五項とし第百六千五項を第百六千六項とし第百六千六項を第百六千七項とし第百六千七項を第百六千八項とし第百六千八項を第百六千九項とし第百六千九項を第百七千項とし第百七千項を第百七千一項とし第百七千一項を第百七千二項とし第百七千二項を第百七千三項とし第百七千三項を第百七千四項とし第百七千四項を第百七千五項とし第百七千五項を第百七千六項とし第百七千六項を第百七千七項とし第百七千七項を第百七千八項とし第百七千八項を第百七千九項とし第百七千九項を第百八千項とし第百八千項を第百八千一項とし第百八千一項を第百八千二項とし第百八千二項を第百八千三項とし第百八千三項を第百八千四項とし第百八千四項を第百八千五項とし第百八千五項を第百八千六項とし第百八千六項を第百八千七項とし第百八千七項を第百八千八項とし第百八千八項を第百八千九項とし第百八千九項を第百九千項とし第百九千項を第百九千一項とし第百九千一項を第百九千二項とし第百九千二項を第百九千三項とし第百九千三項を第百九千四項とし第百九千四項を第百九千五項とし第百九千五項を第百九千六項とし第百九千六項を第百九千七項とし第百九千七項を第百九千八項とし第百九千八項を第百九千九項とし第百九千

伝聞あるべき就職を辞し井上侯の伊東と呉を
知解しなるべきを伊東と呉を
会しなるべきを伊東と呉を
呉の間を説くも釋然たるべき伊東
四陽子動かんを振るひ陰を呉陰と会せん
たるべしとの技量を技を有る伝聞
あるべと流せしめるべきを林氏も同様
のものを明白中にも伝聞技量なれば呉
陰気の呉を説くべきの説くべき三十名あるべき帝国
主義を説くも十名説くべきこれは技を説
あるべ自然流れの呉を説くべきもまるべきつるべとなら

ず呉陰気説を奏するや否や陰気ハ
第四一得ずして出席伝聞止位の徴罰を受ひ
たるべきの如（十月十九日之を奏す）

○旅費ハ[illegible]ヲ[illegible]ノ但シ[illegible]
ヲ[illegible]ル陸軍部ハ節減ノ[illegible]
[illegible]

市町村吏員ノ俸給ニ[illegible]

市町村吏員ノ俸給

879,240 四

陸軍ノ部

一金四百五十七万九千円　二ケ理役トナラレタル俸給
一金六十万円　徴兵令第十条補充兵俸給
一金六十万円　陸軍省傭人ニシテ俸給
一金九十三万六千円　中隊ノ百二十名ニシテ俸給
一金四十八万円　軍科生徒
一金十九万円　獄舎看守ノ俸給
一金百万円　官費ニ係ル教職ノ俸給
一金一万五千四百四十円　軍医並ニ看護人ノ俸給
一金四十三万二千円　特別曹長全額
一金　教育使並部員
一金　中比幼年校生徒
一金　[illegible]

計

大蔵省ノ部

一金　　徴税吏全費

計

司法省ノ部

一金　　民法ヲ編纂ス第二期費

計

各省ノ部

一金　　安東南陸軍議長各大臣官房全費

計

総計

右ノ外越富豆六島小笠原三百四十四万円

[illegible]三万円　一切ノ経費[illegible]三万七千万円　七百七十万円ヲ

減費理由説明書

陸軍ノ部

一金四百五十七万九千円

横野建築費現役ノ二ヶ年ト七ヶ月現役ノ三ヶ月ノ減ニ付ヘニ三年後現役徴兵四万五千七百九十一人ヲ基ト現役三ヶ年後中一ヶ年後徴兵数ヲ減ノ上ヲ大概毎年後ノ比ト仮定シ一ヶ年一人ノ費一百円ト仮定シ算出ス

一金六十万円

三ヶ年後常現役徴兵四万五千七百九十人ヲ基ト仮定シ此ノ三ヶ年ノ徴兵ノ面計七十三万七千三百七十三人ヲ横野建築費現円ノ内ヲ毎年一個中隊中二名宛徴兵全部ヲ第十第七ノ師団ヲ仮ニ六百名宛ノ設ニ仮ニ八名全師団ヲ仮

ハ人ニ可ナリ又三年現役トスルモ民役ニ比シ一ケ年ニテ休ム
ノ得ハ論ナシ一個中隊八名休ムセラルトモ五名中隊数
六百三十四中隊今四千九百九十二名其勝配ノ物色隊ノ分
ハ過集ヲ以テ為ス六千人以上ハ休ムセシメ得ベシト信ズ故ニ
六千人ハ過集出ス

一金六十万円

兵隊其者ハ微少金額ナレトモ人物ヨリ携帯軍理ノ
物ノ特殊ノ費用ハ平時ニ今ノ費物ニ倍シ休ムセラルル数
大約六千人ノ内六千万円ト集出ス

一金九十三万六千円

携帯堅牢第二攻ノ手名一中隊平時ニ数百ニ十五名ノ
所各五名ノ減ニ縮減セラル六百二十四中隊ノ減六千三百
六十人ヨリ三十三年度現役徴兵ノ数ヲ見ルニ既ニ減ズ

カ如ク実ニ九十三万六千円ハ本年度ニ減ズ

一金四十八万円

定料ハ文武官ノ比石撞所ヨリ兵営ノ所ニ分自備定
スルニ太自由ニ出ル品服装備等アリメハ此ノ所ニ過ギズ

一金十九万円

柳ヶ瀬陽ニ重砲ハ三十年ニ名古屋鎮台ノ駐在
一名ノ置キ之ニ書記(下士)一名ノ者ニ其屋下ニ郡駐在
(下)ハ三名ノ置キ事務決行セシメ十世年警鎮台ノ師
団ニ改称ニ伴ヒ大麹模ノ拡張ニ駐在所ノ大隊ニ司令
部ト改称司令官(中将)一名副官(少佐)一名書記(下士)
三四名ノ置キ郡駐在官ノ四組ニ長ト改称ニ其官ニ六人ノ
三名ノ者ニ事務決ノセシム爾来益拡張ニ大隊ニ分

除き、改称し副官二名を置き各部に分属せし監視正長
り度に出り書記トして全部と合又近来又軍医並に軍
吏の置りしも駐在官に於ては設し其事務は駐在官にて
者ト一切異なるを多駐在所の数多き為全部の数多増
加せらるるに依り事務繁多にして時日の進捗と
伴に人員の年次増加されたる民度に又兵の進歩に
百事敏活なり然るに年次の増張は(殖)専理解と言ふ所
なり(諸官庁の数四的に比し遜色なく)(ト云ふ所に遜色なく)
又(官)(大佐)一名を書記(中)三名を置き事務決
行上部内若干とし部信及び改革等を為さん
減員十五万円を異出とす目安
又官(中佐)(大佐)四名の傭役　六万九千六百九十二円

副官(大佐)(一名)　四名の傭役　三万四千五百六十円
軍医一等軍吏各一名(ト見ル)　九十人傭役　四万千四百七十二円
書記百四十四人分(ト見ル)　三千百六十八円
以上合計十四万八千八百九十六円百円を副官に
一金百万円
史と雇員は軍人の兼任なるを以て傭役なし
為に設ける所の如き事務繁多なるを以て
東京の　皇居内に所属する多数を在京し
外国人の来集する所を以て特に大使(海外)(三等官)之
置き他部国に一個中隊を置き(内地)(十六中隊)
一隊に弾薬を在中(内二十名位を置き)
現人を駐屯所に(兵隊をもって)一旦事変に
置きなりして(ても)勝手に引揚げ度とする所にや

一金一万五千四百四十円

軍費等ハ昨年度ニ於テ会計監査ノ結果ニ基キ将来ニ於テ
国力ノ許スカギリ之ヲ減ジ以テ国力ノ増進ヲ図ル方針ニ
出ツルコトヲ期シ
先ヅ左ノ如ク減額ス

一金 四十三万二千円

東京中隊 壱百三十名中 教育隊 (但シ) ヲ休止セシムル 残百ノ人員
其八名分 計十二名
ヲ無期ナル休止ニ付シ 教育隊ノ人員ヲ
十人ニ減ジ 其他 見習士官等ノ員数長ノ人員ヲ
減ジ 将校 習生 長ノ如キ 余リ不要ナル 人員ヲ減ジ
也シ 但 教育隊ニ 騎兵ヲ生ヤ ドシドシ 騎兵隊ヲ
騎兵隊ノ 増加ヲ 計ヒ 国家ノ多端ヲ 察シ
ニ 八千円ノ 別減ニ 当ラシメ ナリ

一金

教育隊 教育隊ノ如キハ 将来 陸軍 学校ノ 徒
一ヲ 計ハンコトヲ 企ラル ベキ 事ナレトモ 其ノ 都度
各部 留部ニ於テ 其 必要ニ 応ジ 臨時 ニ於テ 徒
必要ニ 応ジ 増減 ヲ 為シ 度 存ス

一金

中地 幼年 校ノ如キ 将来 陸軍 学校第十一 班 現在ノ 如キ
必要ナリ 故ニ 存ス

一金

将来 必要 ニ応ジ 学校ニ 於テ 適宜 ノ 増減
ヲ 為シ 国ニ 及ボシ 之 結果ト シテ 若干ノ 減額 ヲ 生ス

答

大元帥ノ命

一金

激徒吏ノ如キハ奴賊隆ニシテ官吏ト交通シ吏ニ対シ効ヲ奏スル能ハス偶ゝ犯者ヲ捜索スルコト多クハ生ス事件トシテ僅ニ数名以下言フヘキ貧者中ノ犯リ探ラモノニシテ奴賊多キ富者ノ犯ハ一切探ラサル故ニ之ヲ引ク能ハス心心寧ロ此事ハ其事件ノ如キ其事件ハ那ニ中村吏ト於テハ其取扱ハ如何ニ此方警察ニ依ルヲ以テ

司法省ノ部

一金

民法人事編中ニ義務ノ如キハ銀貨ハ何倫平馬ニ寄ル四角八重ニ付キ和国ノ如キ特別態ニ於テ実ニ切ニ迂ヲ以テ改正ヲ義吏ノ如ニ方ニ当ル

議ニ於テ十ヶ月ヲ以テ別事ノ為ニ別ル

会計ノ部

一金

貴衆両院議長并ニ各省大臣ハ吏ヲ相当ノ俸給アレハ自ラ相当ノ邸宅ニ住スヘシ俸給ヲ増減シ之ニ在官ノ備ヘ人ノ要ヲ得ルヲ以テ苦ニ堪ヘ人ニ富ハ疾苦ヲ要ス官中ニ其備ヘ人ハ別ニ全ク之ヲ無シ如ニ要ニ過ギ之ヲ

右ノ外ニ此ノ減費年々ニ五万七千五百円

武官費　二万七十五万円　兵隊ノ減費

海軍費　五万円　三個所ノ減費

二万七千五百円　海岸砲台費ノ減ス

○第十四條　何人を問はず一番の罪を犯すこと
者を拘留する権利を有す（えをとゝ云ふと共に紀の
意味にて我々也　或人（我々の意味）紀の
今後を云ふなり
○尾張行政は銀稼を起すに於ける他は
拘留の銀稼を他の銀稼と同一の
後也　今を問ふ也
我り家紀の拘れ也　後や　也稼と云ふ所に於ける陸は
家門の紀　紀　家　紀　紀　紀　紀　紀　紀
物快　紀　紀　紀　紀　紀　紀　紀　紀　紀　紀　紀
獲　紀　紀　紀　紀　紀　紀　紀　紀　紀　紀　紀

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三十四年

○三税後年に至て金銀の通用なりしも商賈の
税法に至りては未だ統一の規定なく殆ど無税の有
り又は個々に高を定むるに過ぎず
ふるに藩籍奉還の後廃藩置県の事を挙げ
の未だ実行せざる者四年を経て第十二年四月を期
あらんことを期し全国を挙げ税
徴の方法整備する中に商賈にも適用
せしめんとするに決し官員の会議
を開きて之を議し布令を発して
給ことを三箇年間猶予を与へ

今税の制度を指示し官民に於ても
ひを生ずべしと雖も之を以て
ず、時局代謝の変化と線の高見と陳述
敢なり

○方今物産の流通は要路の整備せざるに
と雖も物産の多寡は人口の繁簡に
計し四方梁船の往来、商賈
名代年、稲垣正さんとの
こえ云る者名の又多き
十万余の四方の数倍を一流と成す大
さる能はざるべし

第二条　凡そ他人の為めに証書を作し債務を負担する者は債務者の供給すべき契約上の利息を顕著なる差違あるときは増加額を定めらるべしもしこれを定めざるときは法定の利息を負担す

第三條　元利償還を約束したるときは三箇年以下の年賦償還の例に倣ひ三箇年以下の時効を適用す

第七条　凡そ他人の債務を担保する目的の物件に対して抵当権を設定する者は之を元利償還の行為あるものと看做し第

以下の四箇条に変更す

第十一条　本法施行後債務者が徴収したる四箇条第一項第二号所定の地方庶民銀行株式を買入の義務を負ふ

第十二条　本法施行後債務者が徴収したる四箇条第一項第二号所定の地方庶民銀行株式を買入の義務を負ふ

○右本文の新設せらるるに伴ひ金融業者利益を図るべき方法を講ずるの必要あるを認め林田書記官長に対し研究を命じたる結果次の如き方法を採用することに決せり

一、銀行株式の価格は一株五十円とし一株を以て一銀行の加盟の資格とし株主たる一銀行の加盟の資格を有する者は株主たる資格を有する者の中より寝屋川信用組合のブロックの

も後の日に至り屋敷迄之[illegible]書物の如き[illegible]
[illegible]
[illegible]

○監獄費国庫支弁[illegible]獄舎修繕費[illegible]
[illegible]
[illegible]
減税の[illegible]伏[illegible]
[illegible]
十八日の[illegible]
[illegible]
べし

[illegible]
[illegible]
[illegible]

北海道土地人のあんすることの一端の改革をなすべ
しとあるも自由党と交渉を結びて之れを妨げ
防禦相撲をしたる北海道人民の為めとなしたる
政府者の者者者

すなわち郵便電信費を節減するもまた二税後法を施行する云々の論もしばしば起りうるとき事務繁多なるのみならず年々多額の収入を減ずるの理由なきを以て今年三月以来引続き詳細なる調査を遂げ之が実況を明らかにするとともに

歳出費用庫支出金の長期繰延べ

論を待ちて初めて後之の要を立つ

一金千六百八十七萬九千八百七十三円　三十二年度繰入

一金二百拾五万九千百六十四円　同追加繰入（増額）

計千九百〇三万九千〇三十三円

郵便電信費収入概算

	三十二年度	三十一年度	比較増
四月	一、三二一、二八六円	一、一五二、二三五円	一七九、〇五一円
五月	一、二二一、二三四円	一、〇四八、〇五九円	一七三、一七五円
六月	一、二九〇、七九七円	一、〇九三、一二九円	一九五、六六八円

七月	一、三六二、九六二	一、三四二、三二四	二〇、六三八
合計	五、二〇六、二七九	四、六三五、七四七	五七〇、五三二
一ヶ月平均	一、三〇一、五六九四	一、一五八、九三六四	一四二、六三三

但前記七月間ノ實收入ニ九ヲ乘シ筭定ス

一金五百二十万六千二百七十九円　三十二年四月ヨリ七月ニ至ル四ヶ月實收入

計金千六百九十二万〇四百〇六円七十五銭

一金千九百〇三万九千〇三十三円　三十二年度收入總算

差引金二百拾一万八千六百二十六円二十五銭

總算ニ對シ不足

鉄道益金收入總算

一金五百〇二万三千八百五十二円　三十二年度總算

一金百八十八万千三百〇七円　同追加總算（增税）

計金六百九十万五千百五十七円

鉄道收入

月	收入金額
四月	一、二六〇、六〇九四
五月	一、一九六、六一九
六月	九八六、七六四
七月	一、〇七三、九七四

八月　一、一八七、一四三
九月　一、一二六、七〇〇
十月　一、一八九、七一五
合計　八、〇二一、五二四
一ヶ月平均　一、一四五、九三三
金壱千三百七十五万
十一月ヨリ三月迄五ヶ月間　五、七二九、六六五
合計金千三百七十五万千百八十九円
内　金千〇二十万七千五百三十九円　鉄道作業収入
差引　繰越ニ付キ本ヨリ

純益金
金三百五十四万三千六百五十円
一金六百九十一万五千百五十七円　三十二年度繰越
差引
金三百拾六万千五百〇七円　繰越ニ付シ収入不足ノ見込

[illegible]

○[illegible]

○大[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一切の物を給る特権を代々[illegible]に[illegible]
田を[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

（次上四段十二月書之ごとし）

○府藩分治之儀、其一、南後藩あるいは[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○三藩後法事[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の極と謂つべきを如何せん（十二月六日）

○十五（十二月七日）華族令嬢：学習院研究会と称する
[illegible]の沖縄を[illegible]生徒の沖縄を[illegible]生徒は沖縄
の教育の事情を涙ながらに[illegible]石も一年に新しく沖
縄しは土地其の[illegible]教育外交を[illegible]目
的とする教育[illegible]沖縄を我が[illegible]四年位の家
が[illegible]の保護[illegible]は十三年
[illegible]十五六才[illegible]
る沖縄[illegible]十二才位の[illegible]多し而し
て[illegible]
べし[illegible]

支那の教育の事情[illegible]
[illegible]地之洲其[illegible]
[illegible]大きな[illegible]湖南湖北の事[illegible]
[illegible]地の[illegible]大きな[illegible]
[illegible]士[illegible]
和[illegible]
[illegible]
[illegible]

教の序ちなり且教もうつてをる相ゐ一宮は四音後を
教をしめ四義の口ゐ[illegible]教授することをもん[illegible]
宣業はまちもこゝあらとするの[illegible]奇妙
をは一人の教ゆゝ二人こゝの維新のんびのわうう
をゐ人をゐつてをる、元は何をもゝ一人を教
ゆの出勤ゝ書きをゐ白書を掃ゆ後四ゐ一人をこ
こゝや掃しあきこゝをは後ゐ後四ゐ[illegible]北海
中ををうゝは教ゐもをるこゝのあゐ教授
形式をもつてあゐは学問の宣業ゐ一層をし
くゐ人の四ゐ又ゐは教授の伝統をゐ
ゐこと教授の洋四ゐ伝ゐをもゝ西国

のゐ[illegible]伝ゐる大文化記録のゐをゐ
かゐをもゐ而しを伝記の[illegible]ゐ学化国をを
をゐしを支那化現をゐ[illegible]用西の四ゐ
ゐのをきゐ。元ゐ開化の精ゐ法の学校和
又ゐ教居く行を又ゐは教ゐ[illegible]ゐ主流ゐ
ことをゐ一ゐをゐゐゐ二ゐを供ゐを例をゐ
一ゐ書ゐ中ゐを寝ゐゐゐ[illegible]ゐは後ゐをゐレ
ゐゐ教しをゐ、後ゐをゐは四教ゐ伝ゐをも
洋南洋ゐをきゐしゐゐのゐゐ教居支那洋化
ゐをゐゐゐゐ、又外四洋ゐ教授のゐを又化ゐ元
ゐゐ化洋のゐゐゐゐゐ人ゐ元計教ゐを

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七（十四名の流れ）二三十名の流れとなる

[illegible]

流れとなる

[illegible]

○トランスヴァーンと称する美国のものもと

事務をとりしうる

[illegible]

しかるに後国を行業のもとに

[illegible]

○序列あるもの又あるの[illegible]

[illegible]

[illegible]

第十四議会ヘ建議提出案

一陸軍兵役現役年限一年ヲ減シ二年ト改正致度事

一陸軍兵常備（現役）兵約十三万七千余ノ所其三分一ヲ減シ九万千余ト致度事

理由

夫レ養兵ハ国家人民保護ノ目的ヲ以ハ固ヨリ論ナシ然レ共平時ヨリ少数ニシテ戰時忽チ大兵ヲ擧ケ得ル如ク攝法セスンハアラス事変ニ会シ現役兵ニ徴備役兵ヲ加ヒ初ヨリ戰時国隊ヲ編制シ得ル者ナレハ現役年限ヲ二ヶ年ニナスモ殊備役年限ヲ五ヶ年ニ改正セハ

該人員合数ニ於テハ差ナシ然ニ細視セハ三十年度現役
徴員四万五千七百九十一人ナリ此比ヲ以テスントキハ三ヶ年間ノ
合兵部ヶ目下常備（現役）兵数大約十三万七千三百（憲兵警備
除此日兵ヲ除キ）余ノ所其三分一即四万五千七百余ヲ減シ九万
千余トナスキ其三分一即ち四万五千七百九十一人乃毎年豫
備役ニ入ルノ割合ニシテ然ルニ人員二十二万八千九百余
トナン之時ノ四ヶ年間ニ豫備役ニ入ル人員十八万三千百
ノ割ニヒシ四万五千七百九十余ノ増員トナン故ニ今ヶ現役
兵四万五千七百減スンスル事変ニ會シ要スル多兵数ニ於テ
過不足ナシ且夫レ今日現役年限ヲ減スンハ上下ノ便益
ナルノミナラス其徴員国ヲ二即スンノ国利ヲ日清事件

後我国ノ兵備ハ俄カニ膨張シ隨テ歳入出モ廿人年ニ
七千万円内外ナリシモノカ二億万円以上ニモ上リ人民共
負担ノ重キニ苦ムニアラスヤ勝テ兜ノ緒ヲ締ムヘシト云フ
古諺ニアリ戰勝ニ相当ノ準備ヲナスハ至当ノ事ナレ
ト国カ俄カニ兵備ヲ増セハ対外国ニ亦相当ノ備ヲ為ス
ハ理ノ当然ナリ曩キニ我国民ノ血ヲ流シテ折角ニ得タル遼
東半島モ改称諸国ノ忠告ニテ直ニ還付セシメラレ彼等ハ
却テ之ヲ欲スン抔又是迄ノ条約ニ不利益ノ点アルモ思
ハサルヲ得サリシ事アルハ畢竟兵備ノ不足ニ由ルト申サン
無暗ニ兵備ヲ擴張スル丈ケ国ヲ空国ニ出テンニハ相違
ナキモ之カ為メニ忘劇ノ増租ヲナシ人民ヲ困苦ニ陥ル

ノ若ニ陥ルニ至リテハ感心セサル所ナリ故ニ宜シク一国歳入ノ計ルニ当リ民度ノ如何ヲモ鑑ミサルヘカラス兵備擴張ノ結果世業ノ失態ヲ現出シタルハ未タ民間事情ニ精通セサリシノ後失ナリシ廿九年兵備擴張案ノ議会ニ現ハレ、ヤ軍事ニ精通シタル谷干城曾我祐準等ノ諸氏首唱トナリ大ニ過度ノ説ヲナシ甫来同盟貴族院ニ於テモ彼硬ト称スル一派ハ軍備縮少論ヲ提出シ感ニ運動ヲ試ミラレシカ其事亦ヒ行ハレサリシ此ハ国ヲ軍備ノ縮少ヲ好ムモノニアラス如何トナレハ其擴張ヲ為サントスル異リ既ニ軍備ヲ擴張セシ以上対外国事情ノ察ヒサンヘカラス故ニヤ東洋ノ形勢一変シタル今日ニ於テオヤ故ニ如此ハ軍備ヲ縮少セスシテ国内ナキ限リハ就役者ヲシテ一年丈ケ早リ家業ニ就カシメ以テ富国ノ基ヲ計リ且ツ軍事費ノ義務ヲ節減シ人民ノ負担ヲ軽クセンカ為ナ現役年限ヲ減セント欲スルニ在リ明治十二年ニ制定セラレタル現役兵ノ年限三年ハ先国兵制ニ比シ重キニハアラスト雖モ其当時ハ民間教育ノ程度頗ル劣等ナリシ例ヘハ徴兵百人中無学者八九十人ナリシカ如キ年ニ至リテハ治ント五比ス今試ミニ実證ヲ掲ンニ三年ニ年四月中小倉歩兵第四十七聯隊長ヨリ大分縣知事ニ公通セシ同隊新兵学事程度調書ニ據レハ三十年度入営新兵徴員二百〇九人中高等

ヲ除メ下士ニ通スルモノ四人普通学ヲ修メ上等兵ニ通スルモノ九十九人筆算ヲ為シ得ルモノ四百七十七人全ク一丁字ナキモノ十九人ヨリ即チ百人中無学者僅ニ三人二分強ニ過キザルノミナラズ然レドモ其程度親書ハ徴兵官ニ対シ聯隊長ニ通告セシモノニ由ミテ宮新兵大学校実験セルモノ三十年度三百二十九人中高才小学卒業乃至同相当以上学力アルモノ八十八人尋常小学卒業乃至同等以上学力アルモノ二百二十二人稍読書筆算アルモノ百九十九人全ク一丁字ナキモノ九十二人即チ百人中無学者十四人強ニ比シ又三十一年度徴員七百三人中高才小学卒業乃至同等以上ノ学力アル者百十一人尋常小学卒業乃至同等以上学力アル者三百五十一人稍筆算アル者百四十四人全ク一丁字ナキモノ九十七人ヨリ即チ百人中無学者十三人強ニ比ス

本年十月中某新聞紙上ニ載セタル各国普通教育程度関係概略ヲ引ク新兵百人中有学者独ハ九十九人九分瑞ハ九十九人分伊ハ九十二人二分白ハ八十四人伊ハ五十八人日本ハ五十七人露ハ三十一人ニシテ然ルニ我国ノ如キハ前陳セル如ク大金歩兵戸口七聯隊ノ実査ト大ニ違イ之ハ今民間学事ノ実度ハ自国ニ優イ世界中最文明開化国ヲ以テ鳴ル独逸二国ニ次ヲリシモ尚前陳セル徴兵官ヲ聯隊長ニ通告セルモノニ拠レバ新兵百人中有学者九十二人分ニシテ伊国優ルモノ二分ヲリ歩兵戸口四十七聯隊ハ大分能本ニ騎人ヲ成ス者

ヨリ各隊トモ皆下士官等ノ進歩ノ度合多少差アルヤモ
概ネ古ニ倣ヒ例ヲ設ケ推スヲ得ベシ隆盛ニ訓練施
セバ其任ニ服スル事ヲ得ベシ之ヲ一般教育普
及シタルニ因ルモノニシテ訓練ノ時日ヲ短縮セシタル者トスル
然レモ日清事件ノ際新兵ノ訓練ニ比シ甚タ容易
トナリシハ実験スル所ニ於テ非常ノ隆ニシテ数ヘモ数ヘ
ラルヘキモノ特更書勉シタルハ特例トシテ之ヲ証拠
トスルニアラサレハ去ル十二七年ノ頃ニ比スレハ新兵ノ入営以前ニ
於テ立ケタル普通教育ハ確ニ半年乃至一年ノ訓練期短
縮セラレタル者トシテ一年志願兵ノ如キ教育充分ナル者
ハ其短期間ニ於テ下士乃至初級士官ニ任ジタルニアラスヤ去ル

二十年頃右文部大臣森有礼氏ノ現役年限減縮論ヲ
主トスルヤ当時未タ民度実進セス且ツ学校トモ軍隊
事上教育ヲ全ク如ク隆盛ナラス然ルニ爾来長足ノ進歩
ヲシテ現今中等同等以上ノ学校ニ存スル所ノ軍隊ニ於テ
ナス初歩教育ニ比シ部ヲ優ルノ勢カアルヤ見ルニ至ル
往年軍隊ニ入ル者ニ於テ現役年限縮少論ニ反対セル人ハ
明ニ民間学事ノ不進ヲ以テ拠リトセルヘシ抑モ兵役ハ国
民ノ天性義務ヨリ出ツルモノニシテ寧ロ自ラ奮ツ之ニ就カサルヘカラ
ス然リ然レトモ徴兵ノ法ハ強ヒテ国民ヲ
常ニ性情ヨリ四十歳ノ多数ヲ国民ヲ
立際ノ状態ヲ参照シ又服役年限ヲ定ムルニ軍隊ハ永リ

在役セシメ軍規服役員増シテ以テ練磨カノ強ムルヲ利トシ人民ハ
如ノ服役年限ヲ短縮シ以テ速ニ実業ニ就クヲ利トス以上二
様ノ利害ハ勘量シテ定ムルモ可シ現役年限ヲ短縮スル程
豫備後備兵役ノ増加ヲ速ナラシム即平時養兵ヲシテ戦
時ニ兵ヲ養ヒ得ル如ク定ムル必要アル此ノ主旨ヨリ然レ共民間学
事進ムセシムヲ思フニ能クス然ルニ宜敷ク挙ケ前提トセン
如ク今ヨリ民間学事長足ノ進ムカ如ク現役年限ヲ二ケ年
減縮スル時機到来セリトスヘシ今西欧洲ノ一例ヲ挙ケ
併ノ如キハ現役五年トスルモ実ニ一ケ年ニシテ大抵帰休セス
然ルニ現役三ケ年ニシテ即チ二ケ年ニシテ帰休セシムルト同
リ如ク国力ニ比シ多兵ヲ養ヒ得ル養兵費ヲ節

シ人民ニ取リテハ自ノ自由ヲ速カナラシム従テ百業勃興シ富
国ノ基ヲ為スヘシ常備兵ノ養育ハ国家財政上重大ノ負担
ヲ加ヘ国力ニ比シ著大ノ兵ヲ養フハ邦家憂患ヲ生
セシ誠ニ然リ凡ソ社会ノ機関ハ其ニヲ組織スル能ハ
カ其ニヲ運ムヲ得ルニアラサレハ活動セス若シ壮丁ヲシテ教練兵役(現役)
ヲ帯ハシメンカ商業ヲ振ヒ工業ヲ起ス他智能保
心官能ノ事業ヲ害スルニ至ル豈僅カナラス欧州諸強国兵数ノ比
較平時人口八十分ノ一乃至百分ノ一ノ間ニ在リ我日本平時兵数
陸海軍約十四万人人口約四千万分ノ一トセハ
強即チ百二十分一強ヲ国庫ヨリ国庫地勢人民性態ニ比シ法ヲ整
トシテハカラス五三十年度調査国財改上陸軍費人口負担額

ヲ試験セハ人口一人ニ付キ露ハ二円四十七銭一厘和ハ三円二十五
銭二厘佛ハ二円三十二銭二厘墨独ハ四円九十二銭七厘墨ハ四円
二十七銭八厘伊ハ二円二十一銭七厘英ハ二円二十銭九厘日
本ハ二十七銭〇七毛強ナリ我国人口負担額ハ他国ニ比セハ実タ
ニ微少ナルニ比シ今更ラ如何カ喋々ヲ俟タス諸君ノ知ル所ナリ
民度世計ノ度合ニ比較的ニシテ軽キニ非ラスシテ三十年度
調我国人口（台湾ヲ除キ）四千四百四十三万五千七百八十九人ニ対
八百五十万八千四百七十四国民軍費（担）七百六十三万三千百二十
二人ナリ三十二年度陸軍費総額五千五百五十八万三百
五十四円〇一銭二厘ナリ是ヲ試ニ人口負担トセハ一円二十五
銭〇七毛強戸数負担トセハ二円八十九銭七厘一毛強ナリ百業

ニ従事シ男子十七歳乃至四十歳前后即チ国民軍中ノ
者ヲシテ如ク国民軍負担トセハ一人七円二十六銭八厘三毛強ナリ
シテ軽重ハ二十負担ニ非ラスシテ実ニ現役年限長短国家利
害ノ関係実ニ大ナリ其年限ノ短キハ人民ニ取テハ自由獨立
ニ連カナシテ国ニ取テハ養兵費ヲ節減シ富国
強兵ノ素ヲ成ス豈ニ忽ニスヘカラス我国ノ如キハ地勢更ニ三国
ニ隣リ四面環海海外表ニ対峙シ天嶮近接シ易カラス比隣
ヲ和ヲ向ハシ宜ヘシ暇ナキモノナキ所以ナリ（統計表）
仏独ハ陸国ノ要地ナリ
ヒ強シ（ヒンニモセヨ）案佛露ノ如キ国境ニ壤近接シ国態ニ
習ヒ国費ヲ節ト文ニ武ニ兵ヲ常備スルヲ安セス若シ
対外国ニ表面現役年限ヲ減縮スル能ハサル事情アラハ三ケ

備考

歩兵五十三、騎砲二十四、工百十二隊
砲ト見做シ計九十二隊
隊トシ三二隊ハ
二九個人トシ相乗シ
二二の一数の間又
一隊ハ九十二人ノ
帰休セシ者ハ
八千八百三十二名ト

年中一ヶ年ヲ帰休セシメ二ヶ年ヲ
シ二ヶ年トシ之ニ同ジ既ニ兵心
事熟達シタルモノ現役二ヶ年ヲ帰休
帰休セシム兵数約二千二百余ナリシモ十七年及ビ廿一年徴募
既正ノ三時徴兵百人中無子者約八十有子者約二十人内外
ニ過ギス徴兵令施行ノ年ニ徴募ノ多ク怒ラリシ此二千人中ヨリ
出ラシメシ男子ヲ然ルニ今既ニ百人中有子者八九
十ニ上トナリ殆ンド此ニ比スレハ一百人中八九人ハ徴募
ノ帰休セシメシモノ相ヒ対スルモノ百人中八九人ハ徴募
後時数ノ徴募トシテ私定ニ正徴役ニ対シテナラシ如何
トナレハ名官品位相当ノ家産ヲ有スル人ノ俸給ヲ間ヲ

三隊帰休兵二千
但平二千人名簿
計一万二千名ノ
帰休セシムトキハ
九万兵員ヲ減ジ
十万四千ニ止ル
同ジ

但平ノ徴兵令施行ノ年ニ依リ帰休セシメシ者ニ対シ諸
事熟達者中ヨリ人撰ヲ為サシメ者ハ必要諸演習ノ外ハ出
場ヲ欠キ屈指ノ間調達ニ従事セシメシ上ハ果シテ此ノ如ク
見ル所ハ新然保用ヲ属シ帰休セシメシ所ナリ（此ノ平和約二千年）
又現役年限短縮論ニ対シ客年来新誌上ニ散見スル陸軍
当事者ノ俗字論即現役年限ヲ短縮スル精神教育上
不ナカラン云々未ニ交シハ紅ヲ注ク知ラザルトキ戦心
アルモノハ一四ノ教令ニシテ忠愚ナルモノ之ニ及ブモノ仮令千万
回熟教ヲ甘従セシメシ難キ論ナリ如ニ此ノ如ク現ハ教
ルニ足ラス騎砲兵ノ如キハ技術ニ熟スル練熟ヲ要スルヲ以テ歩
兵ノ如リ短期間教育ノ望ニ難シ云々是レ一種ナキニ非ス

若し此役を是とせハ而兵数ノ如き常ノ兵ノ十分ノ一ニも若かんそ
とハ依然三年ノ内置くを或ハ可なりと雖とも同ク義務血
税者たる兵種ニ於テ服役ニ長短アハ不平ノ免レサルモ
之ハ月給ノ増加し或ハ海員ノ異ニし志願兵採用ニ至トセハ
和ラスス平均ト極論スルモ非ス一ヶ年ニシテ
海軍ハ四ヶ年ノ服役ナルニ非ラスヤ而傷せんかり民度進ムモ
し之ニ今ニ於テモ徴兵令発布ノ年ニ漸次入ル者多クナル人員
ノ適理ナル如ク現役兵三分ノ一ノ帰休せしめハ既ニ法ニ於テ
公許セラレ就チ之ハ拡張実施スルト雖カラス因テ練磨
熟達トシテ年ヲ於テ或ハ三分ノ二ハ一ヶ年ハ幹部勤
勉カト徴兵者自ノ精勵ニ依リテ補フノ得ヘシ和ヲ国家ノ

弱身トナル理毫モアルヘカラス廿九年兵備拡張ノ結果今
試ニ大分県北海部郡ノ事ニ付中ハ現役徴兵ハ二十八年
三十九人廿九年八十九人三十年百七人三十一年百四十二人三
十二年百廿二人往年ニ比シ限ト四倍以上ニ達シ各所村中ノ
壮者ハ多クハ兵役ニ従事スルアリ百事退歩ニ傾キ甚シキハ
幼村所附近字門前村ノ如キハ全村僅カニ二十人ノ徴兵毎年
二名宛三年ニ六名ノ現役兵ヲ出シ村中ノ働者
タル壮者殆ト皆無トナリ大ニ困難ノ状ヲ現出セリ之ハ特リ
門前村ノミナラス他所村中ノ役者ノ残留家族ハ生活
ニ困ムモノ多ク甚シキハ路頭ニ迷フモノアル恐ラハ他府県
下ト雖モ同仕ナラシ是レ如何様ノ辺ニ推行ハ為ニハ民間

言語に堪（ヘ）ず徴兵忌避（者）手段を講ずるに至る雖も又之を難計是れ私かに患ふる所なり如此国費を節し今日の如く現役年限を短縮し以て国民をして一家業に就かしむ富国の素ゆえなれども暗に徴兵忌避手段を講ずるに至るべしい

素より兵費の節約せんとするは知るべき事なり短縮し之を今の陸軍約十三万七千中其三分の一即ち四万五千七百人を帰休せしめ一兵毎年約百円と仮定せば

七百人の帰休せしめば一兵毎年一年約百円と仮定せば

七百人の帰休せしめば一兵毎年一年約百円と仮定せば

七百人の帰休せしめば一兵毎年一

○山形公の事改革

年の（十吉）年後に於て土耳古人

たる土耳古の[illegible]を[illegible]

[illegible]

○コンスタンチノープル[illegible]

[illegible]

[illegible]

さらうしを天子あるを而しを毒あるを印
ち奴隷うしをこんぼ人種らしもうくもち
ことして、生まれたるを純粋の土耳其
人なり、然るに印度の土耳其人種
強ありて印度を離れ国者なる土耳其人種
とをかくのは自然くるに無くして行く
道理也
土耳其の上下の アホメット教を信ずる故
ゆえに彼等の婦人は毎週きを
用いるを十分に許さるは
回教を壮大なるを寺院を建てらるを也

さて彼の通路の為に兵隊を以て南
印を敵し衛し四民を雷鳴として通路と三
さて毒死、生き残る者の
恰も我聖上の御式に倣ふ
所の毎週一回行る御式を以
上下共に生活は生活
寺院の中の俗式を
ばかりなる俗式を
俗式なる所の人を海さ
又デルウイッシと名る一宗流も毎年曜日

[illegible]すこんは又[illegible]行きしが
[illegible]は四五の[illegible]
[illegible]ルく廻りて鏡板の
[illegible]の廻りを[illegible]
[illegible]
[illegible]

土岡の兵乎も敵を強きなるあるを、こんゑの戦
多之強き事なれ、又兵乎移すもあるも
ゝ、又兵乎移すもあるもあるもあるも別録に勉めさ
ゝるあるゝ、新こゝ別会之兵備之移り
ゝ、何敵をこゝ土岡之移すもあるも
宗教今もまゝ奇慎あるもあるゝ
ゝ鮮ゝ兵力を抜つも
ゝ入ゝを
慎安之士文の
こゝ岡人と固安せゝを
の軽ゝゝも敵こゝ

七六回抜ゝ新の治所ゝ
ゝ抜ゝ土耳其の六の抜ゝ
ゝ抜ゝ新抜ゝ
ゝ抜ゝ抜ゝ抜ゝ
土耳其の安屈ゝ
宗ゝ抜ゝ
歴代ゝ天ゝの印
陸ゝ抜ゝ
真ゝゝ
ゝ三度の抜ゝ
岡ゝ岡ゝ

あるべき筈なるに、あの位深山あるこうの一粒位おちてゐるものゝ、とゝ名まをはけし見れば
みなもとをうゝまらぬこのうれ
ぞうこの費用を
ゝ産業に成たる云ひ、例へば一千二百四の公
債を募集しようとすれば三百五拾四
位の大金を募集しようとすれば、ドコへ行てもこ
まらて仕方のない所ゝ
四時の事務を行うあるを也
土国の財政をふとるはよりもてゝ
ゝたるものである、業人の二ゝ業四位さく

ないこの生内の五五五五五四五五五四五五五五四五五五五五

○十二月十日　高田専修寺の大人七十の延年に
高野拡充を生命延長の祈願を人四十
名計りを参詣の為に人数を引連れ
後の陸一番を渡りて海を渡り
し流れを渡りて渡りつつ
めるに夫の主人の主人
出でて来る所の供人と
め
花房上関渡船の法
宮を通行の為和
出でて来る思へ
の世界のあるを別
聖教を教へ部
ようを之れを養上
仏陀所説を
女子の眼
雇馬を
関所を
兎を地
牛しを
貴船の
で兎を
六子の眼
華厳
連花の
連花の
兎を
連花の

利を言ふ国強さんと何の国か薩摩
文り俗名人こを言ふ国を言ふ海
薩摩を或る狭き狭き範囲に範囲する
英雄あり西郷さんと何の人の評をんとする
聖天子の勅諭まらさるのおさしの勅
諭を改まらさる国を利庶実行さる
可ふ
性質を四つ兵士学ること新者の徴兵ご
古兵のあるよりかめん異業やらるは
古兵ご生薩摩を用ふる
古兵金壁をさしと新兵を名をとる

第一四つ「うふだらひ」ること古兵叱ると四つ
何人ぞ知らんと洗濯盤ること古兵一
毎朝をさして四つ問ふ新兵者ある
一けんかをんとする古兵四つ「うるさん猫を殺ふ
ること一発ふる作ること

閲覧室

明治三十二年十一月

春城学人